➢属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施

重層的支援体制整備事業
包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の４第２項第１号）

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和５年度概算要求額　既存事業予算の内数（147億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
○　重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における相談支援事業を一体として実施し、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯の属性にかかわらず、包括的に相談に応じる等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

○　市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。
○　相談受付・アセスメントの結果、複雑化・複合化した支援ニーズを有することから、関係支援機関間において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援事業
- 介護（地域包括支援センターの運営（介護保険法第115条の45第２項第１号から第３号））
- 障害（障害者相談支援事業（障害者総合支援法第77条第１項第３号））
- 子ども・子育て（利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第１号））
- 生活困窮（自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第３条第２項））
- 生活困窮（福祉事務所未設置町村相談事業（生活困窮者自立支援法第11条第１項））

3 実施主体等

実施主体：市町村
補助率：各法に基づく負担率・補助率
令和３年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和３年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。

分野	事業名	負担率・補助率
介護	地域包括支援センターの運営 （介護保険法第115条の45第２項第１から第３号）	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	障害者相談支援事業 （障害者総合支援法第77条第１項第３号）	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	利用者支援事業（子ども・子育て支援法第59条第１号）	国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6
困窮	自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法第３条第２項）	国 3/4

重層的支援体制整備事業
地域づくり事業（社会福祉法第106条の４第２項第３号）

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和５年度概算要求額　既存事業予算の内数（58億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。
○　重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、介護、障害、子ども・子育て及び生活困窮分野における地域づくり事業を一体として実施し、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援や地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点を開設する等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

○　市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法等に基づく地域づくり事業（※）を一体的に行うことにより、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行う。

（※）各法等に基づく地域づくり事業
- 介護（一般介護予防事業のうち、地域介護予防活動支援事業（介護保険法第115条の45第１項第２号））
- 介護（生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第２項第５号））
- 障害（地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第１項第９号））
- 子ども・子育て（地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第９号））
- 生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

3 実施主体等

実施主体：市町村
補助率：各法に基づく負担率・補助率
令和３年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和３年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。

分野	事業名	負担率・補助率
介護	一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第１項第２号）のうち、 地域介護予防活動支援事業	国 25/100、都道府県 12.5/100、市町村 12.5/100、一号保険料 23/100、 二号保険料 27/100
介護	生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第２項第５号）	国 38.5/100、都道府県 19.25/100、市町村 19.25/100、一号保険料 23/100
障害	地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第１項第９号）	国 50/100以内、都道府県 25/100以内、市町村 25/100
子ども	地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第９号）	国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	国 1/2

拡充 推進枠

重層的支援体制整備事業
多機関協働事業等（社会福祉法第106条の４第２項第２号、同項第４～６号）

社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室（内線2289）

令和５年度概算要求額　37億円（27億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の属性別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みが必要。

○　実施市町村の増加を見込みつつ、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が、複数の相談支援機関等の相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯の地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下において支援を一体的・計画的に行う体制の整備等の必要な取組を行う。

2 事業の概要・スキーム

多機関協働事業

（主な機能）

○　複数の相談支援機関等相互間の連携による支援体制の整備、単独の相談支援機関では対応が難しい者・世帯の支援の方向性の整理 等

（主な取組内容）

○　相談受付（各相談支援機関やアウトリーチ等を通じた継続的支援事業等からつながったもの）、アセスメント（相談支援機関等への依頼を通じて行う相談者本人や世帯の状態把握）、プラン作成（各相談支援機関等の役割分担、支援の方向性の決定等）、重層的支援会議の開催（関係機関の役割分担、支援の方向性の共有）、モニタリング　等

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

（主な機能）

○既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援 等

（主な取組内容）

○重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握

○本人と接触するまでの各種取組（メール、SNS、オンライン相談等）

○家庭訪問、同行支援 等

参加支援事業

（主な機能）

○既存制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、各相談支援機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援 等

（主な取組内容）

○重層的支援会議や各相談支援機関との連携等による情報把握

○本人と接触するまでの各種取組（メール、SNS、オンライン相談等）

○家庭訪問、同行支援 等

3 実施主体等

実施主体：市町村　補助率：**国1/2、都道府県1/4**、市町村1/4

令和３年度事業実績：属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくり支援を一体的に進めることにより、市町村における包括的な支援体制を整備することを目標としており、令和３年度事業実施自治体（42自治体）においては、こうした体制の整備が着実に実施。なお、包括的な支援体制の構築にあたっては、都道府県の役割が重要になること等に鑑み、令和５年度より、多機関協働事業等の事業費について都道府県負担を導入。

➢一時生活支援事業・地域居住支援事業の更なる推進による居住支援の強化

拡充 推進枠

一時生活支援事業（居住支援の強化）

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室（内線2874）

令和５年度概算要求額　649億円の内数（594億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

令和３年度事業実施自治体数：
一時生活支援事業：332自治体
地域居住支援事業：50自治体

1 事業の目的

- 福祉事務所設置自治体においては、住居喪失者に対して一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供する一時生活支援事業を実施しているほか、シェルター退所者や不安定居住者が地域の中で安定して生活することができるよう、入居支援や見守り支援を行う地域居住支援事業を実施している。
- コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、住まいの確保に困難を抱えている人が多く、居住支援のニーズが顕在化していることから、一時生活支援事業の実施を前提とした地域居住支援事業について、単独実施を可能とする運用の見直しを行うなど、生活困窮者に対する居住支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

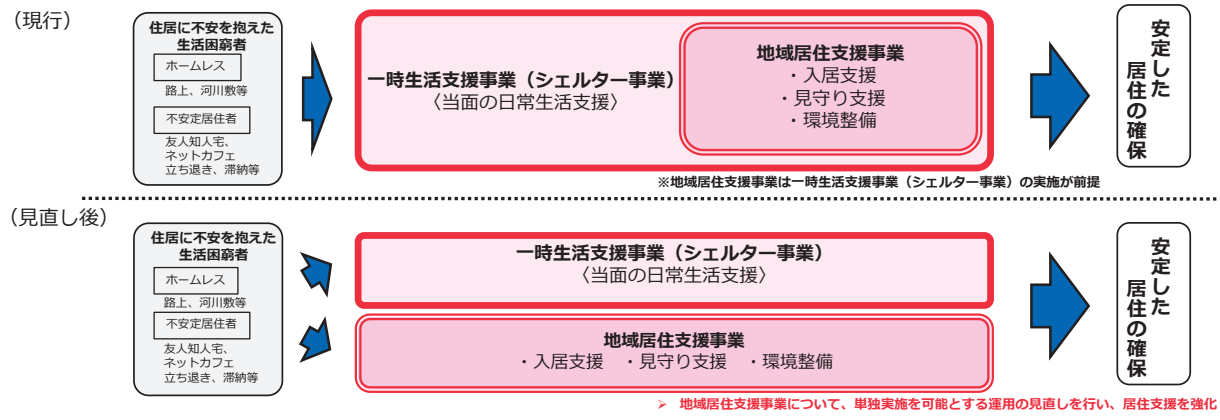

3 実施主体等

- 福祉事務所設置自治体（社会福祉法人、NPO法人等へ委託可）

➢就労体験等の活用促進に向けて受入企業への支援の充実等を行うモデル事業の実施

拡充 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの再編（マッチング支援担当者設置のモデル事業）

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室（内線2290）

令和５年度概算要求額　649億円の内数（594億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　生活困窮者の中には、生活リズムが整っていない、社会との関わりに不安を抱えている等の課題を抱え、就労に向けて一定の準備を必要とする者も多いことから、就労に向けた準備として、就労体験や就労訓練を受け入れる場を確保し、支援対象者とその特性に応じた受入先を適切につなげることが重要である。

○　こうした就労体験・訓練の受入先の確保等にあたっては、受入企業側の理解と、支援対象者の特性に応じた業務切り出しなどの支援ノウハウが必要となることから、受入先の開拓から支援対象者と受入企業とをマッチングするための事業を実施しているところであるが、
・就労体験・訓練中の支援対象者・受入企業双方に対するフォローアップが不十分であり、受入企業側が対応できていない
・就労体験・訓練先の開拓・マッチングは、就労準備支援事業や認定就労訓練事業など各種事業それぞれの支援員が兼務して担当しているため、支援対象者一人ひとりの特性や企業側の状況を十分に把握した丁寧な支援ができていないことや、それぞれの事業ごとに情報が共有できず支援にばらつきがあることなどが課題となっている。

○　そのため、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実に行うため、①新たに就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援を追加するとともに、②利用者の特性と企業側の受入体制を熟知し一気通貫した支援を行う専門員を配置するためのモデル事業を実施し、就労体験・就労訓練を活用した就労支援の取組の全国展開を図る。

※令和２年度から令和４年度まで実施の「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」（補助率10/10)について、事業内容を拡充して要求。

2 事業の概要・スキーム

企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実に行うため、福祉事務所設置自治体等で、支援対象者と受入企業への支援を同時に行うマッチング支援担当者を配置するなどにより、以下の取組を一体的に実施するモデル事業を実施する。
①就労体験・就労訓練先の開拓　（支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓）
②事業所に対する受入体制整備支援　（支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど）
③マッチングの実施　（支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング）
④就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減　（支援プログラムの策定支援や雇用管理支援など）
⑤就職支援・定着支援　（雇用関係助成金の周知・活用支援など）

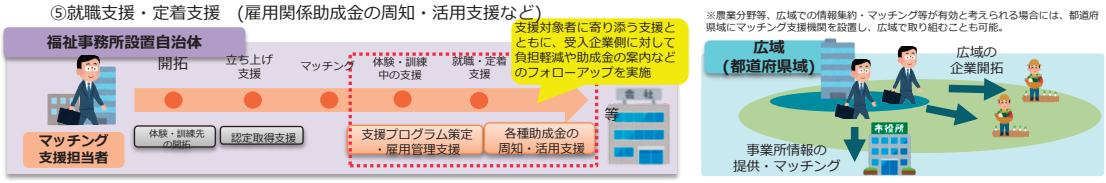

3 実施主体等

【実施主体】　福祉事務所設置自治体等
※都道府県あたり１自治体(実施率１／２)を想定

【補助率】　10／10

令和３年度事業実績（交付決定ベース）
就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業
実施自治体：16都府県　※令和３年度の事業実施主体は都道府県

➢地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援の推進

生活保護受給者等就労自立促進事業

職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5796）

令和５年度概算要求額　72億円（74億円）　※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	4/5		1/5

1 事業の目的

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労による自立促進を図るため、ワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備。地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置や巡回相談等により、関係機関が一体となった就労支援を実施。

特に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う離職等による生活保護受給者や生活困窮者について、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携による就労支援を推進。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

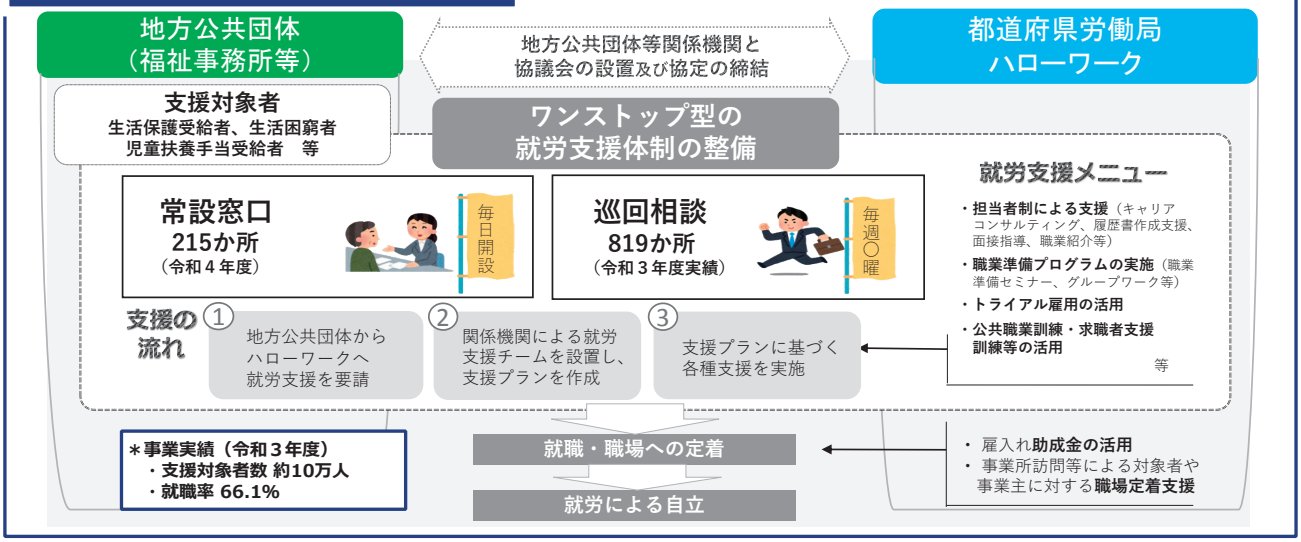

特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

職業安定局総務課訓練受講支援室
（内線5796）

令和５年度概算要求額　80百万円（87百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計				一般会計
労災	雇用	徴収		
	○			

1 事業の目的

生活保護受給者等には、就労経験が乏しいことや家庭の事情等、就労に当たって複合的な阻害要因を抱えている者がおり、これらの者を雇い入れる事業主は、就労時間や作業負荷等の雇用管理上の配意が必要となる。
このため、生活保護受給者及び生活困窮者を雇い入れる事業主に助成金（特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース））の支給を行うことにより、これらの者の雇入れ及び継続雇用を促進する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

（１）　対象事業主

生活保護受給者又は生活困窮者（※）を、公共職業安定所や一定の要件を満たした民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れた事業主

※地方公共団体が労働局・ハローワークと締結した協定に基づきハローワークに支援要請を行った者又は地方公共団体が就労支援を行った者であって、支援期間が通算して３か月を超える者

（２）　助成対象期間

１年

（３）　支給金額

短時間労働者以外の者：３０万円（２５万円）※1×２※2
短時間労働者　　：２０万円（１５万円）　×２

※１　括弧内は中小企業以外に対する支給額
※２　６か月ごとに２回支給

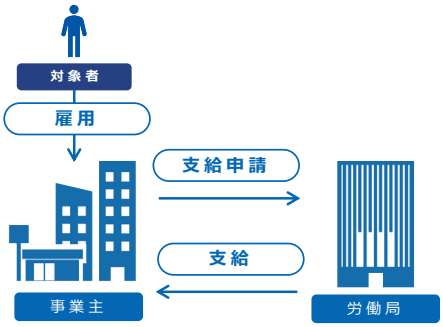

（４）　支給実績

令和３年度：１６６件

➢ひきこもり支援従事者のスキル向上、支援者自身のケアの確保

新規 推進枠 ひきこもり支援従事者向けのスキルアップ研修・支援者支援事業（仮称）

社会・援護局地域福祉課
（内線2219）

令和５年度概算要求額　24百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和４年度からひきこもり支援センター職員やひきこもり支援ステーション職員を対象とした初任者向けの研修を実施するが、中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対する研修がない。
このため、都道府県や指定都市のひきこもり地域支援センター職員に対して、国が主体となって専門的な研修を実施する。
また、ひきこもり支援は長期間におよび、当事者が支援を拒否することなど複雑化した介入困難事例も多い。支援者をフォローアップする仕組みとして、支援者が抱える悩みに寄り添うとともに、課題解決に向けたアドバイスを行う。

2 事業の概要

○都道府県及び指定都市のひきこもり地域支援センターの中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対する専門的な研修を実施。

○支援者が抱える悩みに寄り添うとともに、課題解決に向けたアドバイスを行うため、支援者が悩みを相談できるSNS相談窓口等を設置。

3 事業スキーム・実施主体等

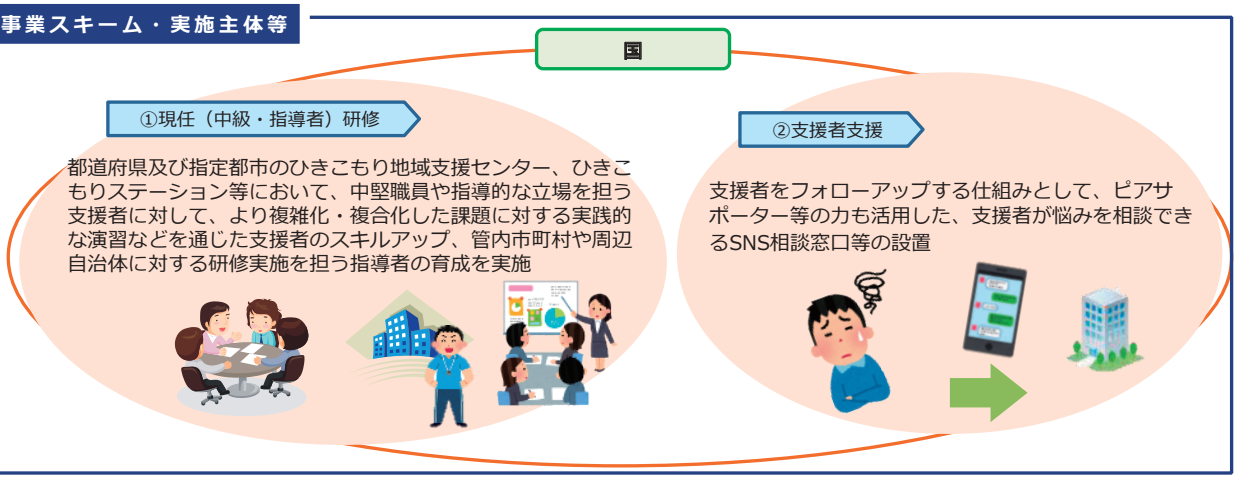

➢ゲートキーパー養成・支援の充実、地域における自殺未遂者支援の強化

新規 推進枠 ゲートキーパー養成・支援事業

社会・援護局総務課
自殺対策推進室
（内線2279）

令和５年度概算要求額　39.8億円の内数（－）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○自殺者数は、自殺対策基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とを比較すると、男性は38%減、女性は35%減となっており、関係者によるこれまでの取組に一定の効果があったと考えられるが、自殺総合対策大綱に掲げる令和8年度までの自殺死亡率の目標値（※）に向けた取組を推進する必要がある。
また、コロナ禍で女性の自殺者数が2年連続で増加し、小中高の自殺者数も過去最多の水準であり、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。
（※）自殺死亡率を平成27年と比較して30%減（直近令和2年の16.4から13まで減少させる必要）
○大綱に掲げる国民レベルの取組として、「自らの心の不調や周りの人の心の不調に気づき、適切に対処することができるようにする」とされていることから、悩んでいる人の孤立を防ぎ、命を支えるゲートキーパーの養成が重要となる。
また、相談機関に多くの相談が寄せられているが、それらの機関の相談員による相談体制に加え、身近な人による「気づき」、「声がけ」といった社会全体により支える仕組みを構築する必要がある。
○しかしながら、自治体におけるゲートキーパー養成研修の実施率は5割程度にとどまっている状況であることから、これまで以上に、ゲートキーパーの養成を推進する。
○また、ゲートキーパーになった人、ならざるを得なかった人は、自殺念慮を最も身近に感じ取る立場にあることからも、精神的負荷や、自身の支援に対する不安や疑問を抱えており、支え手から支えられる側に回る懸念もあることから、ゲートキーパーの取組を推進するにはこれら支援が必要になった者のケアの視点も重要。

2 事業の概要・スキーム

(1)ゲートキーパー基盤整備事業（※）
・現在、国が作成したテキストや動画を参考に自治体は地域の実情に応じてゲートキーパー養成研修を実施しているが、効果的、体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、国において、ゲートキーパーの講師を養成する。ここで養成された講師は、各地域での講師を養成することを通じて、ゲートキーパー養成のためのすそ野を広げる。（例えば、国による講師の養成は現在研修を実施していない自治体を優先し、全自治体での研修の実施を目指すことも検討）
（※）令和5年度は、認知症サポーター養成の仕組みも参考に、ゲートキーパーや講師養成の教材作り、試行的な養成研修の実施までを行う。（本省費）

(2)ゲートキーパー養成事業
・同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施（地方自治体向け、補助率2／3）。

(3)ゲートキーパー支援事業
・ゲートキーパーになった者が継続的に活動できるよう、支援者のケア（相談、アドバイス、居場所づくり）を行う。ただし、これらの養成支援の関する取組について、いずれの地方自治体でも実施できるわけではないことから、実績ある民間団体の支援を受けて行う（民間団体向け、補助率10/10）。

3 実施主体等

実施主体	国	都道府県・市町村	民間団体
補助率	－（本省費）	交付金2/3	交付金10/10
経費の流れ	国→委託事業者	国→都道府県・市町村	国→民間団体

拡充 推進枠 自殺未遂者レジストリ制度の更なる充実

社会・援護局総務課
自殺対策推進室
（内線2279）

令和５年度概算要求額　5.5億円の内数（4.9億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○自殺未遂者は、再度の自殺を図る可能性が高く、自殺未遂者支援に取り組むことは自殺防止の観点から重要である。

○また、自殺対策を講じる上で、その原因の究明、把握が必要であり、自殺未遂者からの聞き取りは重要である。

○　このため、令和4年度から、個人が特定されないよう配慮した上で、救急病院から、自殺未遂者に係る情報の提供を受け「自殺未遂者レジストリ（登録）制度」を構築している。

2 事業の概要

○自殺未遂者は自殺のハイリスク集団とされており、自殺総合対策大綱においても自殺未遂者支援は「当面の重点施策」の一つに位置づけられている。また、世界保健機関（WHO）が世界各国に呼びかけている「自殺未遂者レジストリ制度」も我が国において整備されていなかったことから、令和4年度予算において、「自殺未遂者レジストリ制度の構築」に要する経費を計上したところ。

○指定調査研究等法人において、病院から自殺未遂者に係る情報の提供を受 け、実態把握・調査分析を実施し、その結果や知見を自治体や医療機関に フィードバックすることで、より有効な自殺対策や自殺未遂者支援に活用することが期待される。

○2022年の診療報酬改定において救急患者精神科継続支援料が引き上げられるなど、自殺未遂者の支援の環境が整ってきている。

○取組への協力を申し出る救急病院は50以上といった状況。そのため、実態に合わせ予算の拡充を図った上で、必要な取組を実施する。

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：厚生労働省指定調査研究等法人
「いのち支える自殺対策推進センター」
補助率　：10/10

退院後のつなぎ支援を目的とした「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」と連動。

新規 推進枠 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

社会・援護局総務課
自殺対策推進室
（内線2279）

令和５年度概算要求額　45億円の内数　（－）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○自殺総合対策大綱を踏まえた、関係者の着実な取組により自殺者数は長期的には低下傾向であるものの、令和2年に対前年差で増、令和3年には対前年差で微減。

○自殺者を減らしていくためには、ハイリスク者である自殺未遂者に対する支援が重要。

○未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県等における推進体制を整備することを目的とする。

2 事業の概要

○コーディネーターを配置し、「自殺未遂者レジストリ（登録）制度」に参加している救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を実施。
また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センターと救急病院等の関係機関の連携体制構築のための定期的な会議を実施。（地域自殺対策強化交付金）

○事業実施に当たっては、同制度を担う「いのち支える自殺対策推進センター」からの情報提供、研修等の支援を受けて行うものとする。このため、同センターの体制の強化を図る（調査研究等業務交付金）

3 事業スキーム・実施主体等

実施主体：都道府県（自殺未遂者レジストリ制度に参加している救急病院を所管する都道府県に限る。）
厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
補助率　：10/10（都道府県分は概ね3年程度を上限）

新規 推進枠 若者の自殺危機対応チーム事業

社会・援護局総務課
自殺対策推進室
（内線2279）

令和５年度概算要求額　45億円の内数　（－）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○小中高の自殺者数は過去最多の水準であり、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。
特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要。

○しかし、困難な事案について、地域の関係機関のみでは対応に苦慮するケースも見られることから、長野県で実施している「子どもの自殺危機対応チーム」の事例を参考に、地域の支援者が若者に関する困難な事案に直面したときに専門家の助言や直接支援を受けられるよう、多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」の設置を推進する。

2 事業の概要・スキーム

一義的には、地域の関係機関による対応が優先されるが、困難な事案に直面したときに、地域の関係機関のみでは適切な対応をとることが困難な場合がある。その場合に、地域の関係機関からの要請を受け、地域自殺対策推進センター等を事務局とし、多職種により構成される「若者の自殺危機対応チーム」が専門性の高い支援を短期・集中的に実施する。その後は、地域の関係機関の支援状況のフォローアップを行う。

（1）支援対象者
次の若者のうち、地域の関係機関による連携支援を行うが、対応困難な場合で　チームによる支援を必要とする者
①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている

（2）情報提供元（支援要請者）
保健所、市町村、教育委員会、スクールカウンセラー、民生委員、保護司、若者支援団体等

（3）都道府県・指定都市への取組支援
厚生労働省指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、長野県の取組に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。

3 実施主体等

補助先：都道府県・指定都市、補助率：10/10

➢都道府県による市町村支援と中核機関のコーディネート機能の強化等による地域連携ネットワークづくりの推進

拡充 推進枠

都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

（生活困窮者就労準備支援事業等補助金：「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」）

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和５年度概算要求額　5.7億円（3.2億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　第二期基本計画のＫＰＩ達成に向け、人口規模が小さく、社会資源等が乏しいことから、中核機関の整備状況が十分でない町村部を含めた市町村の体制整備を後押しするため、都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設けるとともに、市町村が専門職アドバイザーなどから助言等が得られる体制づくりの拡充を図る。

○　市町村においては、中核機関の整備を進め、中核機関の立ち上げ後は、権利擁護支援の地域連携ネットワークを持続可能な形で運営できるよう、広域的な連携の推進を含め中核機関のコーディネート機能の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

●事業の実施・関係性のイメージ

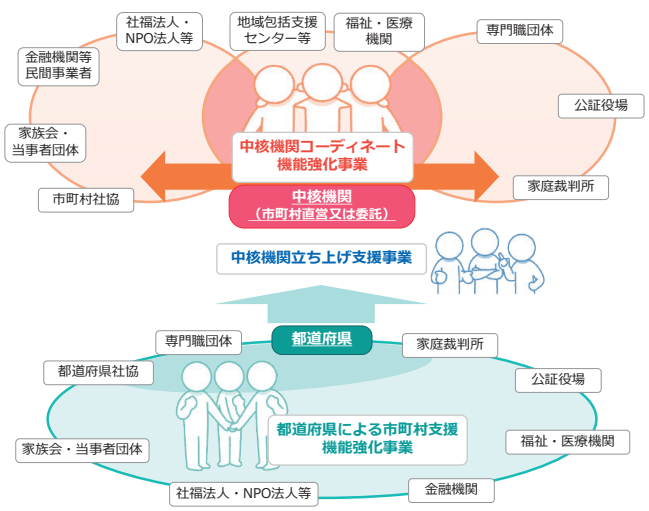

○ **中核機関コーディネート機能強化事業**　【実施主体：市町村（委託可）】

●中核機関における情報収集・相談対応に関する調整機能強化、法的課題解決後の市民後見人への交代等を想定した方針検討等を行う受任者調整、市町村間や近隣中核機関間の連携を図る取組を行う市町村に補助を行う。

<基 準 額> 1,000千円/取組　（1市町村あたり 最大3,000千円）
【加算】①調整体制の強化、②受任者調整の仕組み化、③広域連携の実施
<補 助 率> 1/2

○ **中核機関立ち上げ支援事業**　【実施主体：市町村（委託可）】

●市町村での中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施等について補助を行う。

<基 準 額> 600千円
<補 助 率> 1/2

○ **都道府県による市町村支援機能強化事業**　【実施主体：都道府県（委託可）】

●担い手育成方針の検討など司法専門職や家裁等との定期的な協議と、市町村職員向け研修を実施する都道府県に補助を行う。また、相談窓口を設置し、各アドバイザーの派遣等を行う場合は加算する。

<基 準 額> 1,000千円/必須取組
4,000千円/加算取組　（1都道府県あたり 最大10,000千円）
【必須】①司法専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の実施
②市町村・中核機関等の職員向け研修の実施
【加算】①体制整備アドバイザーの配置・派遣
②相談窓口の設置と権利擁護支援総合アドバイザーの配置等
<補 助 率> 1/2

➢意思決定支援等の充実と新たな権利擁護支援策構築に向けた取組実施

拡充 推進枠

地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

（生活困窮者就労準備支援事業等補助金：「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」）

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和５年度概算要求額　2.1億円（0.9億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　今後、団塊の世代が後期高齢者となり認知症高齢者が増加するなど、権利擁護支援ニーズが更に多様化及び増大する見込みである。これに対応するためには、中核機関による支援のみならず、福祉・行政・法律専門職など地域連携ネットワークの多様な主体による支援についても、その機能を高めることが重要である。

○　そのため、具体的には、第二期計画の考え方とKPIを踏まえ、都道府県による意思決定支援研修等の取組を拡充するとともに、都道府県等で成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化に新たに取り組む。併せて、オンラインを活用した効果的な支援の実施を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ **都道府県による意思決定支援研修等推進事業**　【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

●都道府県等において、厚生労働省作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、厚生労働省が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する。
●この他、市町村等の実情に応じて、地域の互助・福祉・司法の関係者を対象に、権利擁護支援の強化を図る研修に取り組む。

<基 準 額> ①意思決定支援研修の実施　1,000千円
②その他、権利擁護支援の強化を図る研修の実施　300千円
<補 助 率> 1/2

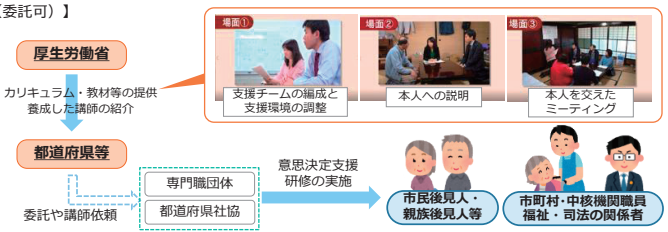

○ **成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業**　【実施主体：都道府県・指定都市（委託可）】

●日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など成年後見制度と既存の権利擁護支援策等の連携を強化して、効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

<基 準 額> 5,000千円
<補 助 率> 1/2

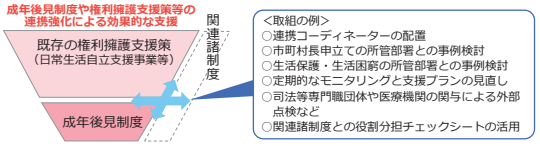

○ **互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業**　【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

●中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る。

<基 準 額> 300千円
<補 助 率> 1/2

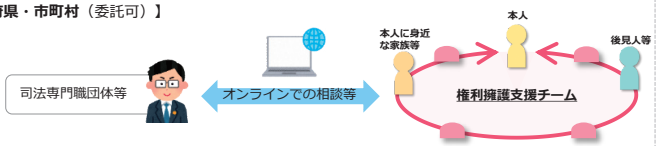

拡充 推進枠 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大

（生活困窮者就労準備支援事業等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」）

社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室（内線2228）

令和５年度概算要求額　1.3億円（0.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度（民法）の見直しの検討に対応して、同制度以外の権利擁護支援策（意思決定支援によって本人の金銭管理を支える方策など）の検討を進め、必要な福祉の制度や事業の見直しを行う方向性が示されている。
○　具体的には、多様な主体による生活支援等のサービスについて、意思決定支援等を確保しながら本人の権利擁護支援として拡げるための方策を検討する必要がある。また、寄付等の活用や民間団体等の参画などに関して、運営の透明性や信頼性を確保する方策、地域連携ネットワーク等との連携を推進する方策についても検討する必要がある。
○　本事業では、以上を含めた総合的な権利擁護支援策の検討が、様々な自治体の実情を踏まえたものとなるよう、モデル事業の実践事例を拡充するとともに、各種取組の効果や取組の拡大に向けて解消すべき課題の検証等を進める。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

● ３つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基 準 額> 1自治体あたり 5,000千円
<補 助 率> 3/4

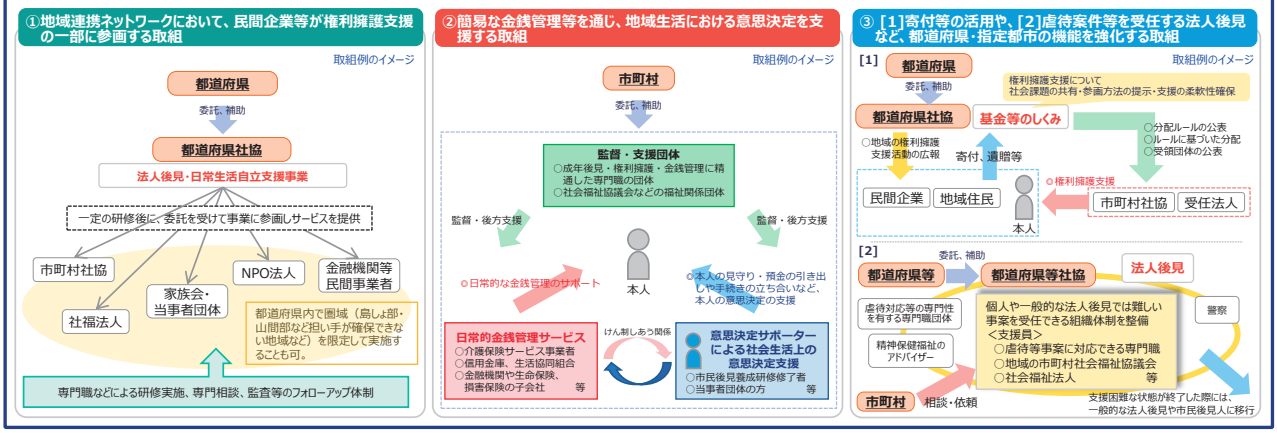

➢性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性など、様々な事情により困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化

拡充 推進枠 婦人相談員活動強化事業【平成14年度創設】

子ども家庭局家庭福祉課（内線4888）

令和５年度概算要求額　困難な問題を抱える女性支援推進等事業　26億円の内数（22億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

○　婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。

○　さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】
○　一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を**統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善**を実施。

3 実施主体等

＜実施主体＞　都道府県・市

＜補助率＞　国５／１０（都道府県・市５／１０）

＜補助単価＞

１．婦人相談員手当等

（１）婦人相談員手当

ア　基本額　研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円

イ　経験年数加算（R4～）

i　経験年数３～９年の者　研修修了者　：月額　4,500円 ×（経験年数-2年）
　　研修未修了者：月額　3,500円 ×（経験年数-2年）

ii　経験年数10年以上の者　研修修了者　：月額　45,000円
　　研修未修了者：月額　35,000円

ウ　期末手当（R4～）　研修修了者　：年額 504,130円
　　研修未修了者：年額 392,440円

（２）統括婦人相談員加算　月額 40,000円【新規】
（３）主任婦人相談員加算　月額　5,000円【新規】

※ 経験年数５年目（研修終了者）、主任婦人相談員における処遇改善のイメージ（年収ベース）

令和３年度 ⇒ 令和５年度
年額1,146,130円の増

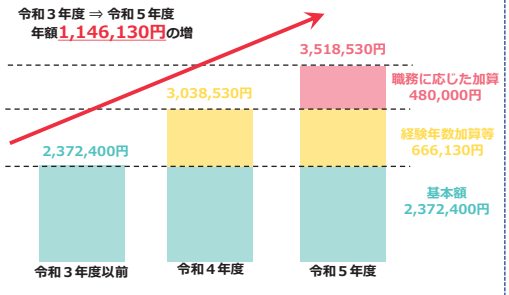

２．婦人相談員活動費

ア　都道府県　婦人相談員の数 × 58,000円　イ　市　婦人相談員の数 × 49,000円
ウ　研修旅費　１人あたり年額　46,360円　エ　代替職員　１自治体あたり年額　238,080円

３．相談員配置実績等（令和２年度）

相談員数：　1,533人
相談対応件数：延べ407,942件（実163,393件）

拡充 推進枠

若年被害女性等支援事業【令和３年度創設】※平成30年度からモデル事業として実施

子ども家庭局家庭福祉課（内線4888）

令和５年度概算要求額　困難な問題を抱える女性支援推進等事業　26億円の内数（22億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

１ 事業の目的

○　様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

２ 事業の概要・スキーム

（１）アウトリーチ支援
困難を抱えた若年被害女性について、主に夜間見回り等による声掛けや、相談窓口における相談支援等を実施。

（２）関係機関連携会議
行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。

（３）居場所の確保
一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断された若年被害女性について、居場所を提供や食事の提供など日常生活の支援を行うとともに、不安や悩み等に対する相談支援を実施。

（４）自立支援
継続的な支援が必要と判断される者や、居場所支援が長期化する者に対し、居住地や就業に関する情報提供や助言など必要な自立に向けた支援を実施。

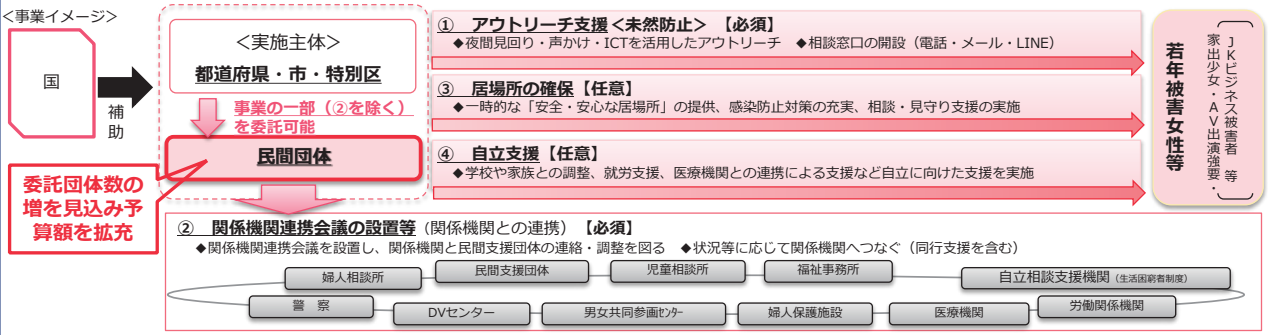

３ 実施主体等

実施主体：都道府県・市・特別区
補助率　：国１/２、都道府県・市・特別区1/２
補助単価：1か所あたり年額 45,641千円※（１）～（４）全て実施の場合

＜事業実績＞
令和２年度：３自治体（東京都、神奈川県、福岡県）、５団体
令和３年度：３自治体（東京都、福岡県、札幌市）　、６団体

新規 推進枠

困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

子ども家庭局家庭福祉課（内線4888）

令和５年度概算要求額　困難な問題を抱える女性支援推進等事業　26億円の内数（－）※（）内は前年度当初予算額

１ 事業の目的

○　令和４年５月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ることを目的とする。

２ 事業の概要・スキーム

（１）都道府県基本計画等の策定支援
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要となる費用（人件費、調査費、会議費等）の一部を補助する。

（２）婦人相談員等専門職採用活動支援事業
困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保（セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等）に必要な費用（人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等）の一部を補助する。

（３）ＩＣＴ導入支援事業
ＩＣＴを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。

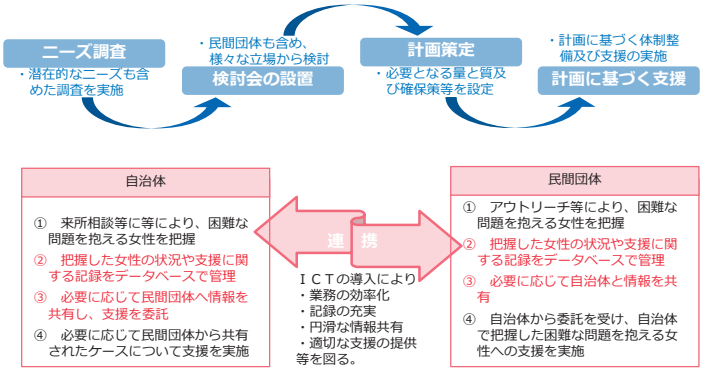

３ 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村
【補 助 率】国１／２、都道府県・市町村１／２
【補助単価】
（１）１自治体あたり2,647千円　　（２）１自治体あたり2,766千円
（３）１自治体あたり1,320千円、１団体あたり1,386千円

新規 推進枠

困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業

子ども家庭局家庭福祉課（内線4888）

令和５年度概算要求額　困難な問題を抱える女性支援推進等事業　26億円の内数（－）※（）内は前年度当初予算額

１ 事業の目的

○　困難な問題を抱える女性への支援に繋がるよう必要な情報を発信するとともに、自治体や民間の支援団体が広域で連携できる体制整備を図る。
○　また、全国フォーラム等を開催することで、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めることを目的とする。

２ 事業の概要・スキーム

（１）情報収集・管理業務
- 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

（２）ポータルサイト運営業務
- 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

（３）その他業務
- 必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催　等

ポータルサイトイメージ図

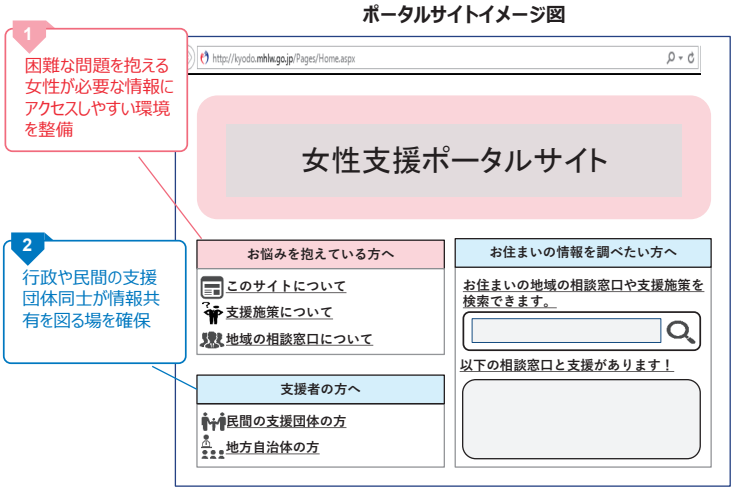

３ 実施主体等

【実施主体】民間団体（公募により決定）
【補 助 率】定額

➢障害福祉サービス事業所等の整備、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の成立を踏まえた意思疎通支援事業等の充実をはじめとする地域生活支援の拡充

拡充 推進枠

社会福祉施設等施設整備費補助金

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（内線3035）

令和５年度概算要求額　54億円＋事項要求（国土強靭化分、原油価格・物価高騰対策分）　（43億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和３年度補正予算額　85億円

１ 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を相互定期に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

２ 事業の概要

障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿として、グループホーム等の整備を促進するとともに、自治体の整備計画にもとづく整備を推進する。

また、障害者支援施設等の安全・安心を確保するため、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。

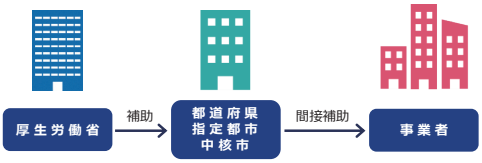

３ 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等
補 助 率：１／２　〔間接補助〕
（負担割合：国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／４、設置者１／４）
対象施設：ア　障害者総合支援法関連
障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動援護）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）　等
イ　生活保護法等関連
救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設　等
ウ　売春防止法等関連
婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設

４ 事業実績

実施自治体数：107都道府県市（100都道府県市）
※令和４年度内示実績、括弧内は令和３年度当初内示実績

拡充 推進枠 意思疎通支援事業等の充実（地域生活支援事業）

社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室（内線3076）

令和５年度概算要求額　531億円の内数（506億円の内数）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の成立などの動向を踏まえると、全ての障害のある方々が、社会の様々な分野において必要な情報の取得や利用、円滑な意思疎通を行うことができるようにする体制を整備することが喫緊の課題となっている。このため、現在、都道府県等が行う手話通訳等に携わる人材の養成や市町村が行う意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の設置や派遣等）などの支援体制の充実を図る。
[拡充内容] 意思疎通支援従事者の養成及び意思疎通支援事業等の全国実施及び実施体制の強化に係る所要額を要求する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

１．専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
（都道府県必須事業）

（１）事業内容

①　手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
身体障害者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。
※　事業実績：令和３年度104自治体（前年度94自治体）

②　盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者向け通訳・介助員を養成研修する。
※　事業実績：令和３年度81自治体（前年度73自治体）

③　失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
失語症者の自立と社会参加を図るため、失語症者向け意思疎通支援者を養成研修する。
※　事業実績：令和３年度79自治体（前年度56自治体）

（２）実施主体：都道府県、指定都市及び中核市（団体等への委託も可能）

（３）補助率：国１／２以内

２．意思疎通支援事業（市町村必須事業）

（１）事業内容
手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
※　事業実績：令和３年度1,446自治体（前年度1,325自治体）

（２）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（３）補助率：国１／２以内、都道府県１／４以内

３．手話奉仕員養成研修事業（市町村必須事業）

（１）事業内容
聴覚障害者等との交流活動の促進、実施主体の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。
※　事業実績：令和３年度998自治体（前年度706自治体）

（２）実施主体：市町村（団体等への委託も可能）

（３）補助率：国１／２以内、都道府県１／４以内

拡充 推進枠 地域生活支援事業等補助金

社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室（内線3077）

令和５年度概算要求額　531億円（506億円）　※（）内は前年度当初予算額

- ○地域生活支援事業 457億円（447億円）
- ○地域生活支援促進事業 73億円（59億円）

※　地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業（障害分）の対応分を含む。（年末の予算セット段階で（目）重層的支援体制整備事業（障害分）へ計上。）
・　基幹相談支援センター等機能強化事業等分（基本事業の交付税措置分を除く。）
・　地域活動支援センター機能強化事業分　（　〃　）

1 事業の目的

地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業や政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○　地域生活支援事業
（障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条）（※統合補助金）

事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

[補助率]
①市町村事業：国１／２以内、都道府県１／４以内で補助
②都道府県事業：国１／２以内で補助

[主な事業]
①市町村事業：移動支援事業、日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、日中一時支援
②都道府県事業：発達障害者支援センター運営事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業・派遣事業、福祉ホーム

○　地域生活支援促進事業（平成29年度創設）

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業（特別枠に位置づけ、５割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。）

[補助率]国１／２又は定額（10／10相当）
[主な事業]発達障害者支援体制整備事業、障害者虐待防止対策支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、障害者芸術・文化祭開催事業

＜事業実績＞
1,726市町村、47都道府県（1,729市町村、47都道府県）
※ 令和２年度実績ベース、括弧は令和元年度

[主な拡充内容]
○　地域生活支援事業（10.6億円）
- 意思疎通支援事業等の充実
- 地域活動支援センター機能強化事業等の拡充
- 基幹相談支援センター等機能強化事業の充実　等

○　地域生活支援促進事業（14.0億円）
- 障害者ＩＣＴサポート総合推進事業の拡充
- 身体障害者補助犬育成促進事業の拡充　等

[こども家庭庁への移管]
以下の事業について、こども家庭庁へ移管する。

（移管対象）
- 地域生活支援事業：地域障害児支援体制強化事業（児童発達支援センターの機能強化、巡回支援専門員整備を廃止・統合強化
- 地域生活支援促進事業：医療的ケア児等総合支援事業、聴覚障害児支援中核機能ﾓﾃﾞﾙ事業

[その他]
障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業について、創設から５年間実施し、取組が概ね地域で定着したことから、地域生活支援事業へ移行する。

➢精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

拡充 推進枠 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課（内線3087）
①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの**構築推進事業**
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの**構築支援事業**

1 事業の目的

令和５年度概算要求額　①6.8億円（6.7億円）　②44百万円（39百万円）　※（）内は前年度当初予算額

① 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

② ・国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。
・都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。
・関係者間で情報やノウハウを共有するため、ポータルサイトの設置等を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

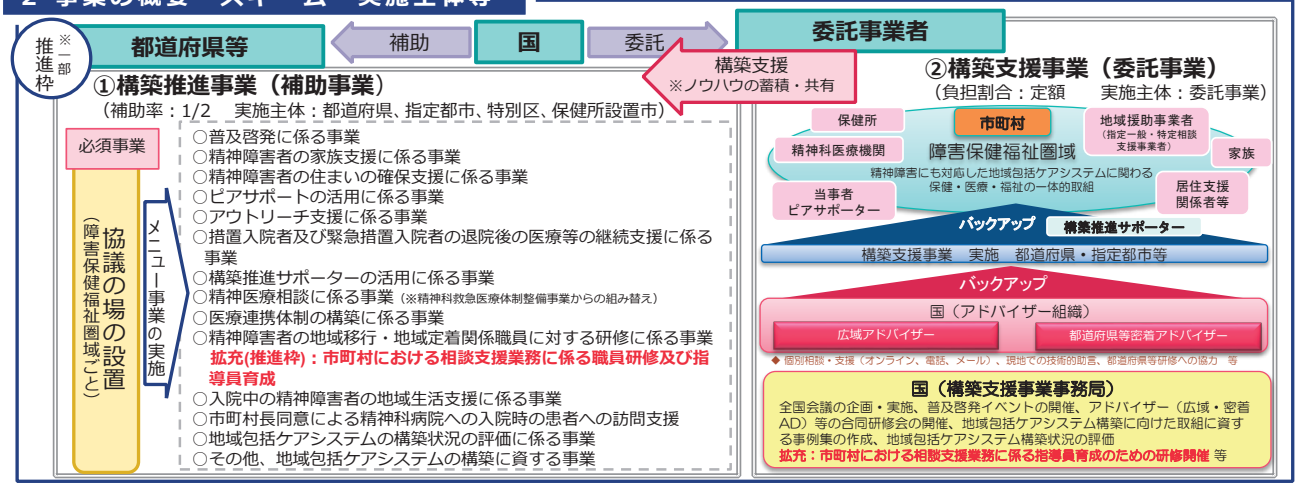

3 事業実績

①構築推進事業　実施自治体数：109自治体（R3年度）/ 96自治体（R2年度）
②構築支援事業　入札により落札した１者が事業を実施

➢地域における依存症医療・相談支援体制の整備、民間団体の支援

拡充 推進枠 依存症対策の推進

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
依存症対策推進室（内線3100）

令和５年度概算要求額　9.9億円（9.5億円）　※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 依存症は、その疾病の特性から誤解や偏見があり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・ 情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発　などを総合的に行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

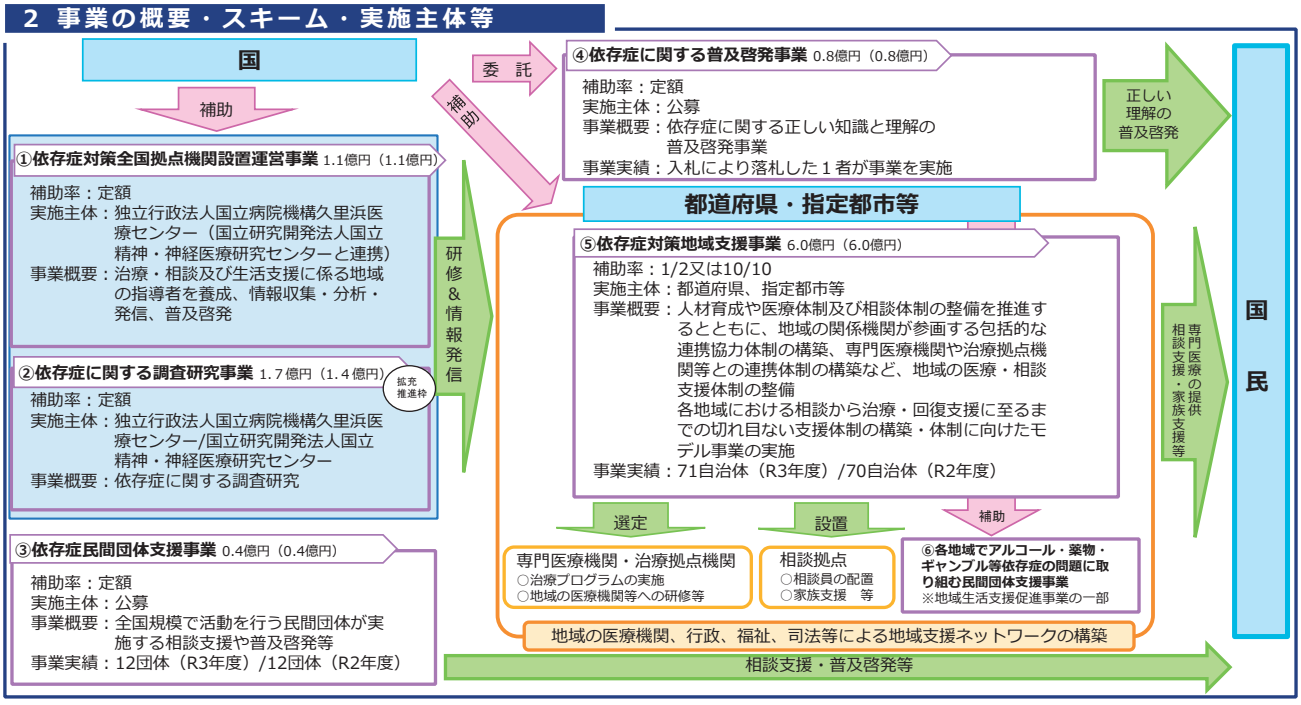

○水道施設の耐災害性強化、水道事業の広域化・ＩｏＴ活用等の推進

推進枠 水道の基盤強化（水道施設の耐災害性強化、水道事業の広域化、IoT活用施策の推進）

医薬・生活衛生局水道課（内線4036、4037）

令和５年度概算要求額　633億円（387億円）※（）内は前年度当初予算額
※他府省分を含む
※「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づく水道施設の耐災害性強化対策等については、予算編成過程で検討する。

１　事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備や、水道事業のIoT活用等を進める。

２　事業の概要

水道施設整備費補助金　令和5年度概算要求額　169億円（169億円）

【概要】
水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【事業メニュー】
- **○　簡易水道等施設整備費補助**
  - ・布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- **○　水道水源開発等施設整備費補助**
  - ・ダム等の水道水源施設整備事業
  - ・水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
  - ・「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を踏まえた非常用自家発電設備等の整備事業

生活基盤施設耐震化等交付金　令和5年度概算要求額　464億円（218億円）

【概要】
地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画（生活基盤耐震化等事業計画）に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業メニュー】
- **○　水道施設等耐震化事業**
  - ・水道施設の耐震化に資する施設整備（５か年加速化対策を踏まえた耐震化事業を含む。）
- **○　水道事業運営基盤強化推進等事業**
  - ・水道事業の広域化に資する施設整備等
- **○　水道事業におけるIoT・新技術活用推進モデル事業**
  - ・先端技術を活用した設備と合わせて整備する施設整備

３　実施主体等

○実施主体：地方公共団体が経営する水道事業者　等　**○補助（交付）先：地方公共団体**
○補助率：１／４、１／３、４／１０　等　**○事業実績：令和３年度の採択件数　235件（※水道施設整備費補助金・生活基盤施設耐震化等交付金の合計件数）**

○現地調査・遺骨収集の計画的実施、ＤＮＡ鑑定の実施、新たな鑑定技術の研究推進・活用等

拡充 推進枠 戦没者の遺骨収集事業（現地調査・遺骨収集の計画的実施）

社会・援護局事業課（内線4510）

令和５年度概算要求額　27 億円（26億円）※（）内は前年度当初予算額

１　事業の目的

○　一柱でも多くの戦没者の遺骨を早期に収容し、本邦に送還し、関係遺族にお返しすることは国の重要な責務である。
○　平成28年に制定された「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」及び同法に基づき閣議決定された「基本計画」を踏まえ、資料調査や現地の事情に精通した幅広い情報網を有する民間団体等との連携により、遺骨収集事業を推進する。

２　事業の概要・スキーム

○　海外等における遺骨収集事業は、平成28 年度から令和６年度までの集中実施期間において、計画的に事業を進めることとしている。新型コロナウイルス感染症の影響により、令和２年度は調査が実施できなかったが、令和３年度は、感染拡大の状況に配慮しつつ、可能な限りの事業を実施した。令和５年度においても、最大限の現地調査・遺骨収集を実施する。
○　硫黄島における遺骨収集事業は、「硫黄島の滑走路地区等の遺骨収集帰還に関する基本的方針」に基づき、毎年度計画的に取り組んでいる。令和５年度においては、引き続き、滑走路地区のボーリング調査等の掘削・調査経費等を要求するとともに、新たに、①令和３年度に発見した地下壕の調査経費及び②老朽化している厚労省硫黄島事務所の建替を行うための経費を要求する。

【遺骨収集の流れ】

情報収集	①資料調査　…海外の公文書館から取得した関係資料等を調査 ②現地調査　…埋葬地等特定のための調査
遺骨収集計画の策定	①相手国政府等と調整 ②遺骨収集実施計画の策定
遺骨収集	①遺骨収容 ②遺骨の形質の鑑定、日本人の遺骨である蓋然性の確認 ③検体のみを持ち帰り　※検体以外の部位は未焼骨のまま現地で保管 ④持ち帰った検体のＤＮＡ鑑定等 ※日本人の遺骨であるかの判定を行う。並行して身元特定のためのＤＮＡ鑑定も実施 ⑤遺骨の日本への送還

３　実施主体等

厚生労働省、一般社団法人「日本戦没者遺骨収集推進協会」、沖縄県

４　事業実績

令和３年度
硫黄島、沖縄、マリアナ諸島及びパラオ諸島等で現地調査・遺骨収集を実施

拡充

社会・援護局事業課（内線4510）

戦没者遺骨の鑑定事業（ＤＮＡ鑑定の実施、新たな鑑定技術の研究推進・活用）

令和５年度概算要求額　7.0億円（6.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　戦没者の遺骨を関係遺族へお返しするために、平成15年度から、希望する遺族に対して国費により遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を実施し、身元が特定された遺骨について遺族にお返ししている。

○　遺骨収集事業により収容した遺骨については、形質鑑定・DNA鑑定の結果や埋葬地資料、遺留品等を総合的に勘案して、日本人の遺骨であるか否かの判定を行っている。

2 事業の概要

○　身元特定のためのDNA鑑定は、厚生労働省が遺骨を保管している全地域を対象に、公募により実施している（令和３年10月から）。
　令和５年度においては、遺族からの鑑定申請件数の増加を見込んでいる。

○　遺骨の鑑定については、新たな分析技術の研究が進められており、以下によって戦没者遺骨の鑑定の高度化・迅速化を図る。
- 次世代シークエンサによるSNP分析の研究結果を踏まえ、遺骨の所属集団判定への活用
- 遺骨の年代測定・所属集団判定への同位体分析活用のための研究推進

○　このほか、厚生労働省自らがDNA鑑定（遺骨からのDNA抽出、STR型の判定、遺族とのマッチング）を行う分析施設を設置し、収集した遺骨の分析体制を強化することとしている（令和４年度中に稼働予定）。

【参考】 身元特定のためのDNA鑑定

①厚労省HP等で遺族からDNA鑑定の申請を公募
　申請内容を確認の上、遺族に検体採取キットを送付。遺族のDNAサンプルを提供いただく

②遺骨と、遺族のDNAサンプルを基に、鑑定機関においてDNA鑑定を実施

③DNA鑑定の結果について、専門家による議論を行い、遺骨と遺族の血縁関係を判定し、遺骨の身元を特定

3 実施主体

厚生労働省、大学・研究機関

4 事業実績

これまでに身元が判明した遺骨　1,214件（令和４年６月末現在）
（内訳：旧ソ連地域で収容した遺骨　1,184件、南方地域等で収容した遺骨30件）

○持続可能で安心できる年金制度の運営

持続可能で安心できる年金制度の運営

年金局総務課（内線3646）

令和５年度概算要求額　12兆7,708億円（12兆6,857億円）※（）内は前年度予算額

1 事業の目的

○　基礎年金の国庫負担2分の1を維持し、長期的な給付と負担の均衡を図り、年金制度を将来にわたって持続可能なものとする。

○「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定基準以下等の高齢者や障害者等に対して、年金生活者支援給付金を支給する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

○　老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、年金等の給付を行う。

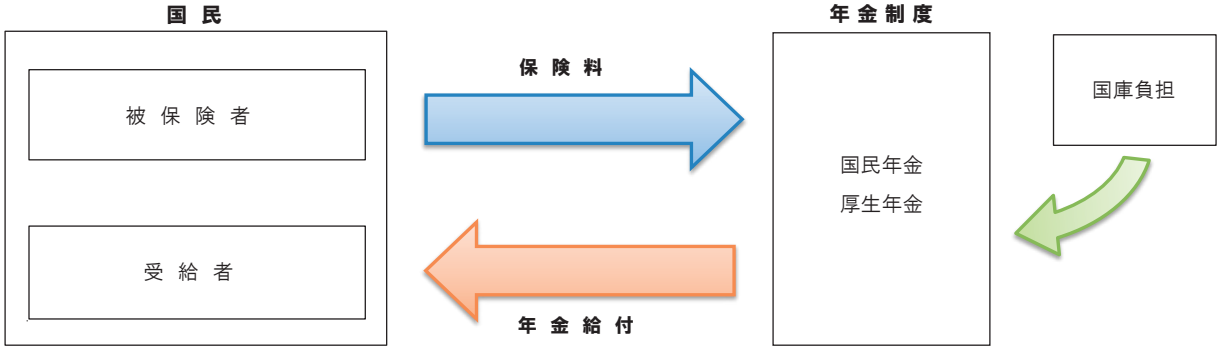

〇被災地における心のケア支援、福祉・介護サービス提供体制の確保、被災者・被災施設の支援、雇用の確保、原子力災害からの復興への支援等

被災地心のケア事業

社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課（内線3069）

令和５年度概算要求額　24百万円（24百万円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

令和２年７月豪雨による災害により、被災地においてはPTSD（心的外傷後ストレス障害）や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスを起因とした心身の変調が生じる被災者が増加していることから、精神保健福祉センター、保健所において心のケアの専門職（保健師、精神保健福祉士、公認心理師等）を雇用し、被災地の精神保健福祉体制の強化を図ることにより、被災者の心のケアを充実させる。

2 事業の概要・スキーム

被災自治体に対し、心のケア専門職（保健師、精神保健福祉士、公認心理師等）の雇用等に必要な経費を補助することにより、精神保健福祉センター、保健所の体制強化を図る。

3 実施主体等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区

補助率：初年度：１０／１０、２年目以降：３／４

事業実績（令和３年度）：千葉県、静岡県、岡山県、広島県、熊本県

障害福祉サービスの事業再開支援事業（復興）

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
（内線3091）

令和５年度概算要求額　1.0億円（1.0億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備するために必要な費用について補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

【事業の概要】
支援の必要な事業所等に対して①から③に掲げる支援を行い、以下の事業が円滑に進むよう支援する。
① 圏域内事業所からの相談の受付
② 福祉人材等のマンパワー確保のための支援
③ 障害者就労支援事業所の活動支援

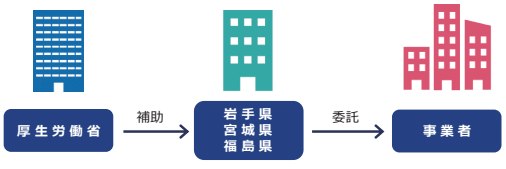

3 実施主体等

【実施主体】
岩手県、宮城県、福島県（圏域内の中核となる社会福祉 法人等に委託して実施することができる。）

【補助率】
定額（10／10）

【事業実績（令和３年度）】
岩手県、宮城県、福島県

長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業（復興）

老健局高齢者支援課（内線3925）

令和５年度概算要求額　1.4億円（1.4億円）※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

- 平成２３年３月に東電福島第一原発事故により避難指示が出された区域等では、今後多くの高齢者がこれらの区域で生活を再開することとなる。
- 避難指示解除区域等へ帰還した後の生活に必要不可欠な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するため、生活環境整備のための施策の一つとして、介護施設等に対する運営支援のための措置を講じ、既に再開した介護施設等の運営の維持及び震災前に行われていた介護事業の運営の回復を目指す。

2　事業概要・スキーム

- 避難指示解除区域の生活環境の一つである介護提供体制の構築
- 住民帰還の促進、帰還住民の生活不安の解消
- 避難指示が解除された地域における復興の促進

事業スキーム

※国は所要額を福島県に交付
※福島県が実施主体となり、介護施設等に対して運営支援のための助成を実施（令和３年度交付実績：31施設・事業所）

3　事業イメージ

●入所施設
　避難指示解除区域等の介護施設を対象に、長期避難者の受け入れに対応するサービス提供体制を構築することによる緊急的な財政負担の軽減を目的として、特例的に助成を行う。
　また、介護人材の確保、新規の施設入所を進め、経営強化を図っていくために各施設が作成した「経営強化計画」を見直す場合に支援する。

＜対象施設＞
　避難指示解除区域等の介護施設であって、
　令和２年度に支援を受けている施設（一定の要件を満たすもの）

＜助成内容＞
　介護報酬の減収相当額
　※　令和３年10月からの運営支援については、入所者数に対する介護職員数が過剰になっている場合には補正した上で補助額を算出

●訪問系サービス再開等促進事業
　避難指示解除区域の居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、及び訪問リハビリテーションが安定的に提供されるよう、事業の再開を促進することを目的として、特例的に助成を行う。
　また、各訪問系サービス事業所に対して、経営強化を進めるため、経営の専門家からの助言を受けた上で、「経営強化計画」を作成することを支援する（計画作成経費は補助対象）。

＜対象事業所＞
避難指示解除区域内の事業所避難指示解除区域内にサービスがない場合の外部の事業所

＜助成内容＞
介護報酬の一定割合（**10%**）を補助

被災地における福祉・介護人材確保事業（復興）

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
（内線2845）

令和５年度概算要求額　1.5億円（1.5億円）※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

○東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金（赴任するための交通費や引っ越し費用等）の貸与等の支援を実施。

2　事業スキーム・実施主体等

実施主体：福島県が適当と認める団体　　補助率：10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】
（1）相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
（2）避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
（3）相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
（4）相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】
（1）学費（研修受講費）　15万円を上限（実費の範囲内）
　※2年間従事した場合は全額返済免除
（2）就職準備金　・30万円＋①＋②（1年間従事した場合全額返済免除）
　・50万円＋①＋②（2年間従事した場合全額返済免除）
　①世帯赴任加算
　・家族と赴任する場合･･･ 12.5万円＋（世帯員数－1）×5万円
　・単身赴任の場合　･･･ 20万円
　②自動車輸送費用等加算（新規購入の場合は登録手続代行費用）
　・20万円を上限（実費の範囲内）
（3）教材費・住居費（通学費）　12万円を上限（実費の範囲内）・3.6万円（月額上限）
　※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返還免除
（4）支援金　20万円を上限

住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供　等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援

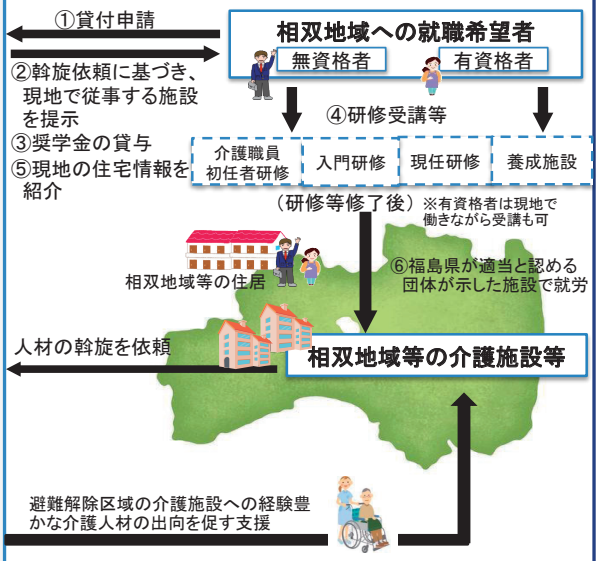

復旧・復興関連施策（これまでに掲載されているものを除く）

1　東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

【1】被災者・被災施設の支援

（1）医療・介護・障害福祉制度における財政支援（復興）　46億円（49億円）
・　東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、保険料の免除等の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。
①　避難指示区域等での医療保険制度の特別措置　36億円（38億円）
②　避難指示区域等での介護保険制度の特別措置　9.8億円（11億円）
③　避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置　15百万円（15百万円）
※　①～③については、被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、平成29年４月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象として、令和５年度から解除時期ごとに段階的な見直しを実施する。

（2）医療・介護保険料等の収納対策等支援（復興）【新規】　1.0億円
・　医療・介護保険料等の減免措置の見直しに当たっては、見直しの対象となる住民の不安や疑問へ対応するためのコールセンターを設置するとともに、保険者における収納業務等に係る所要の財政措置を実施する。

（3）被災地域における地域医療の再生支援（復興）　24億円（29億円）
・　福島県の避難指示解除区域等における医療体制の再構築に向け、福島県が復興計画に定める事業を支援するため、地域医療再生基金を拡充する。

（4）被災した各種施設等の災害復旧に対する支援（一部復興）　14億円（6.3億円）
・　東日本大震災で被災した各種施設等のうち、各自治体の復興計画で、令和５年度に復旧が予定されている以下の施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。
①　保健衛生施設等の災害復旧に対する支援　7.8億円
②　水道施設の災害復旧に対する支援　6.1億円（6.3億円）

（5）被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援（復興）　111億円の内数（115億円の内数）
・　復興の進展に伴い生じる被災者支援の課題に総合的かつ効果的に対応するため、①被災者の心のケア支援②被災者への見守り・相談支援等、③介護等のサポート拠点に対する支援、④被災地の健康支援活動に対する支援を一括化した交付金において行う。

（6）被災者に対する見守り・相談支援等の実施　13億円（13億円）
・　仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

復旧・復興関連施策（これまでに掲載されているものを除く）

1　東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援（続き）

【2】雇用の確保等

（1）原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保（復興）　制度要求
・　民間企業･ＮＰＯ等への委託により、福島県の被災求職者に対して一時的な雇用・就業機会の提供等を行う「原子力災害対応雇用支援事業」の実施を通じ、その生活の安定を図る。

（2）産業政策と一体となった被災地の雇用支援（復興）　制度要求
・　被災地における深刻な人手不足等の雇用のミスマッチに対応するため、「事業復興型雇用確保事業」により、産業政策と一体となった雇用面での支援を行う。

（3）福島避難者帰還等就職支援事業の実施　3.5億円（4.2億円）
・　福島県内外の避難者等の就職支援を推進するため、自治体や経済団体で構成する協議会に委託し、就職支援セミナー等の帰還者の雇用促進に資する事業等を行う。

（4）復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策　2.2億円（2.4億円）
・　自然災害による被害からの復旧・復興工事の進捗状況に応じた安全衛生等の確保を図るために、安全衛生専門家による巡回指導、新規参入者、管理監督者等に対する安全衛生に関する教育・研修の支援を実施する。

2　原子力災害からの復興への支援

（1）食品中の放射性物質対策の推進（復興）　97百万円（97百万円）
・　食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、食品中の放射性物質の摂取量等の調査や流通段階での買上調査を実施するなどの取組を行う。

（2）東京電力福島第一原発作業員への対応　8.6億円（8.9億円）
・　東電福島第一原発の廃炉等作業に係る労働者・事業者に対する健康相談窓口の設置により、日常的な健康管理の支援を行うとともに、東電福島第一原発における廃炉等作業従事者の安全衛生対策の徹底を図る。
・　被ばく線量管理データを活用し緊急作業従事者の健康相談や保健指導、放射線被ばくによる健康影響を明らかにするための疫学研究を引き続き実施する。

復旧・復興関連施策（これまでに掲載されているものを除く）

3　復旧・復興関連施策担当部局課室一覧

第１　東日本大震災や熊本地震をはじめとした災害からの復旧・復興への支援

項　　目	担当部局課室名
被災者・被災施設の支援	
（１）医療・介護・障害福祉制度における財政支援	
①　避難指示区域等での医療保険制度の特別措置	保険局総務課（内３１３５） 保険局保険課（内３１５２、３２４５） 保険局国民健康保険課（内３２５６） 保険局高齢者医療課（内３１９４） 保険局医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室（内３３８３）
②　避難指示区域等での介護保険制度の特別措置	老健局介護保険計画課（内２２６４、２１６４）
③　避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置	障害保健福祉部障害福祉課（内３０９１）
（２）医療・介護保険料等の収納対策等支援	保険局国民健康保険課（内３２５６） 保険局高齢者医療課（内３１９４） 老健局介護保険計画課（内２９３７）
（３）被災地域における地域医療の再生支援	医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室（内４１４８）
（４）被災した各種施設等の災害復旧に対する支援	
①　保健衛生施設等の災害復旧に対する支援	健康局総務課指導調査室（内２３２２）
②　水道施設の災害復旧に対する支援	医薬・生活衛生局水道課（内４０３７、４０３６）
（５）被災者支援総合交付金（復興庁所管）による支援	
①　被災者の心のケア支援	社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（内３０６９）
②　被災者への見守り・相談支援等	社会・援護局地域福祉課（内２２１９）
③　介護等のサポート拠点に対する支援	老健局認知症施策・地域介護推進課（内３９３５、３８７８）
④　被災地の健康支援活動に対する支援	健康局健康課（内２３９８）
（６）被災者に対する見守り・相談支援等の実施	社会・援護局地域福祉課（内２２１９）
雇用の確保など	
（１）原子力災害の影響を受けた被災者の一時的な雇用の確保	職業安定局地域雇用対策課（内５７９４）
（２）産業政策と一体となった被災地の雇用支援	職業安定局地域雇用対策課（内５７９４）
（３）福島避難者帰還等就職支援事業の実施	職業安定局地域雇用対策課（内５７９４）
（４）復旧・復興工事等に従事する労働者の安全衛生対策	労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室（内５４８９）

第２　原子力災害からの復興への支援

項　　目	担当部局課室名
（１）食品中の放射性物質対策の推進	医薬・生活衛生局食品基準審査課（内２４４４） 医薬・生活衛生局食品監視安全課（内４２３８）
（２）東京電力福島第一原発作業員への対応	労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室（内２１８１）